

65歳を迎えられる皆さまへ — 支給繰下げ制度に関するご案内 —

平成19年4月より国の老齢厚生年金・老齢基礎年金では、支給繰下げ制度が実施されました。平成19年4月以降に65歳を迎えられる国の老齢厚生年金・老齢基礎年金の受給権者（昭和17年4月2日以降生まれ）の方は、老齢厚生年金・老齢基礎年金の受給を繰下げて（支給の開始時期を遅らせて）受給できるようになりました。厚生年金基金は、国の厚生年金の一部を代行しておりますので当基金においても国と同様に支給繰下げ制度を平成19年4月より実施しています。

※ 国の老齢厚生年金の繰下げ受給を行った場合、当基金の年金についても繰下げ受給の対象になります。国の老齢厚生年金または基金の年金だけ繰下げ受給することはできませんので、ご注意ください。

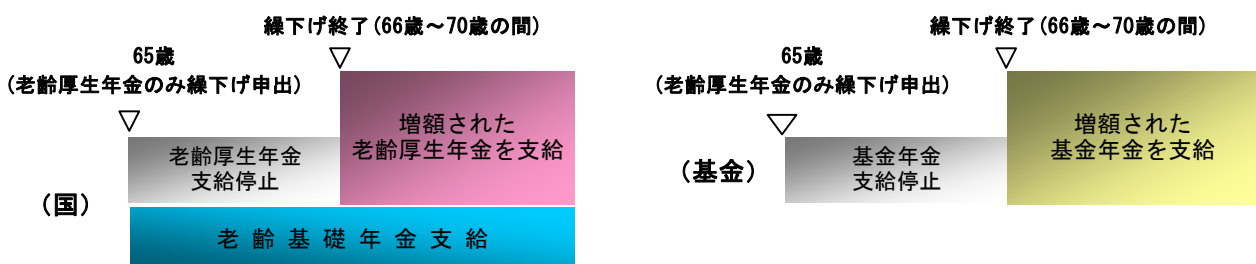
1. 支給繰下げ制度のポイント

65歳時の手続きで注意することは、老齢厚生年金・老齢基礎年金を65歳から引き続き受給するか、または66歳以降70歳までの希望するときまで受給を繰下げて（支給の開始を遅らせて）受給するか、本人の意思表示が必要なことです。

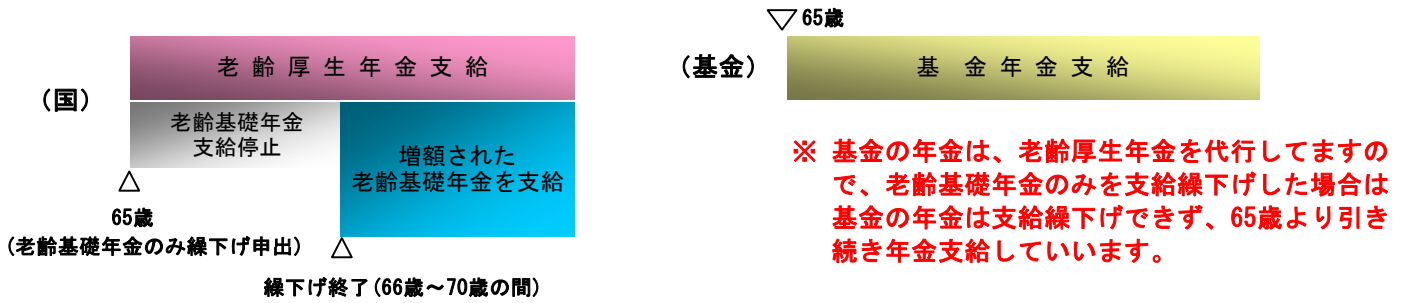
- ・ 66歳以降に受給を繰下げると、老齢厚生年金・老齢基礎年金のいずれも、繰下げた期間1ヶ月につき0.7%が繰下げ加算額として加算（上限60月まで）され、増額した年金が受け取ることができます。
- ・ 支給繰下げをし、年金を受取りたい年齢（66歳～70歳まで）になったら、「支給繰下げ請求書」を年金事務所へ提出することとなります。（基金も同様）
- ・ 65歳から70歳で在職中の方は、60歳後半の在職年金のしくみが適用されます。給与・賞与等により支給停止になっている年金に対しては加算対象にはなりません。支給停止になっている年金を除いた額が加算対象になります。
- ・ 遺族年金等の他の年金を受給されている方は、支給繰下げできません。
- ・ 当基金も国と同様に、支給繰下げを行った場合、代行部分およびプラスアルファ部分に繰下げ加算を行います。（国と同様に1ヶ月につき0.7%）
- ・ 基金の支給繰下げは、国の老齢厚生年金を支給繰下げした場合には、基金も同様に支給繰下げとなりますが、国の老齢基礎年金のみを支給繰下げした場合には、基金の年金は支給繰下げできません。

■ 年金の支給繰下げ受給イメージ

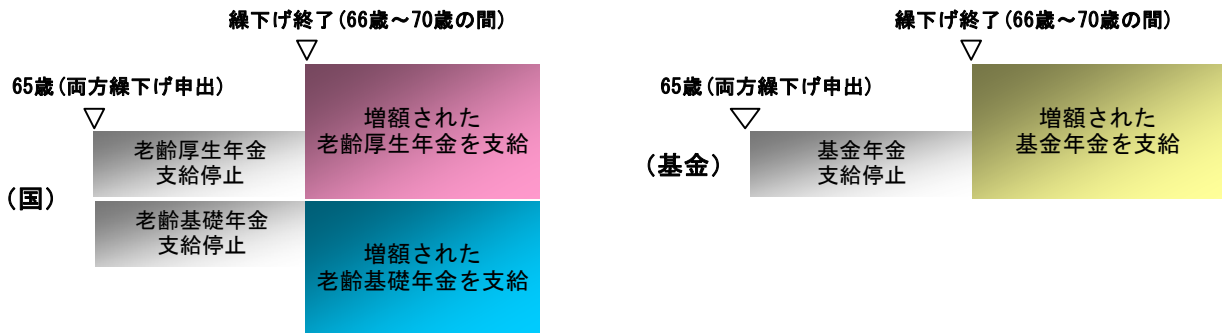
【ケース1】老齢厚生年金のみ支給繰下げした場合



【ケース2】老齢基礎年金のみ支給線下げした場合



【ケース3】老齢厚生年金・老齢基礎年金の両方を支給線下げした場合



2. 支給線下げに係る国・基金の手続きについて

■ 国(日本年金機構)から届く「老齢給付裁定請求書(ハガキ形式)」の見本

加給年金の対象者がいる場合

国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書		平成 年 月 日提出		
↓この枠内は記入したり、汚したりしないでください。		加給年金額対象者内訳		
210111001853066		配偶者 <input checked="" type="checkbox"/> 子 0人		
以下の欄に氏名などを記入のうえ、ご提出ください。				
請求者の欄	住所 電話 () - () - () 昭和 - . . .	生年月日		
	フリガナ 他年金の管掌機関(制度名)と年金書記号番号等			
	氏名 管掌機関 記号番号等			
下記の加給年金額の対象者は、私が生計を維持していることを申し立てます。				
配偶者の欄	フリガナ 他年金の管掌機関(制度名)と年金書記号番号等			
	氏名 管掌機関 記号番号等			
	生年月日 昭和 - . . .			
子の欄	フリガナ フリガナ	フリガナ		
	氏名 氏名			
	生年月日 平成 - . . . 障害	生年月日 平成 - . . . 障害		
<input checked="" type="checkbox"/> 線下げ受給(66歳以降に受給)を希望される方は右枠内のいずれかを○で囲んでください。 <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 10px;"> <tr> <td>老齢基礎年金のみ線下げ希望</td> <td>老齢厚生年金のみ線下げ希望</td> </tr> </table>			老齢基礎年金のみ線下げ希望	老齢厚生年金のみ線下げ希望
老齢基礎年金のみ線下げ希望	老齢厚生年金のみ線下げ希望			

加給年金の対象者がいない場合

国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書		平成 年 月 日提出		
↓この枠内は記入したり、汚したりしないでください。				
210111001853066				
以下の欄に氏名などを記入のうえ、ご提出ください。				
請求者の欄	住所 電話 () - () - () 昭和 - . . .	生年月日		
	フリガナ 他年金の管掌機関(制度名)と年金書記号番号等			
	氏名 管掌機関 記号番号等			
<input checked="" type="checkbox"/> 線下げ受給(66歳以降に受給)を希望される方は右枠内のいずれかを○で囲んでください。 <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 10px;"> <tr> <td>老齢基礎年金のみ線下げ希望</td> <td>老齢厚生年金のみ線下げ希望</td> </tr> </table>			老齢基礎年金のみ線下げ希望	老齢厚生年金のみ線下げ希望
老齢基礎年金のみ線下げ希望	老齢厚生年金のみ線下げ希望			
請求者の欄に氏名などをご記入のうえ、ご提出ください。				

線下げ希望欄

線下げ希望欄の記入の仕方は、線下げを希望する・しないに応じて、次の4つに分けられます。

- (1) 老齢厚生年金だけを線下げたいとき → 「老齢厚生年金のみ線下げ希望」欄を○で囲み提出
- (2) 老齢基礎年金だけを線下げたいとき → 「老齢基礎年金のみ線下げ希望」欄を○で囲み提出
- (3) 老齢厚生年金と老齢基礎年金の両方を線下げたいとき
→ このハガキ状の裁定請求書は提出しない
- (4) 老齢厚生年金と老齢基礎年金の両方とも線下げせず、65歳より年金を受けたいとき
→ 線下げ希望欄に何も記入しないで提出

基金から届く「老齢厚生年金の繰下げ請求に係る申立書」の見本

【 老齢厚生年金の繰下げ請求に係る申立書 】
 ※必ず国へ提出する「国民年金・厚生年金保険 老齢給付裁定請求書」(ハガキ)と同じ回答を選択してください。
 わたしは、国の老齢厚生年金の繰下げ請求について、次のとおり申立させていただきます。
 ※申立するほう(1か2のどちらか)に○をし、2の場合は必要事項にご記入ください。

1. 請求しない
 国の「国民年金・厚生年金保険 老齢給付裁定請求書」の「繰下げ希望欄」に、どちらにも○をせず提出された方または老齢基礎年金のみ繰下げ希望に○をし提出された方

2. 繰下げ請求する
 国の「国民年金・厚生年金保険 老齢給付裁定請求書」の「繰下げ希望欄」の、老齢厚生年金のみ繰下げ希望に○をし提出された方または両方繰下げ希望のため請求書(ハガキ)を提出をされていない方

①繰下げ請求する年金の種類

老齢厚生年金のみ繰下げ請求	<input type="checkbox"/>
老齢厚生年金・老齢基礎年金ともに繰下げ請求	<input type="checkbox"/>

※いずれかに○をしてください。

②繰下げを終了し年金を受け始める年齢(予定)

歳 ヶ月

※何歳から受ける予定ですか。予定で結構ですのでご記入ください。

平成 年 月 日

受給権者番号 氏 名

【通信欄】

【 申立書の提出についてのご留意 】

この申立書は、国の老齢厚生年金の繰下げの有無について、確認するための書類ですので65歳の誕生日の前月末までに基金より送付します。日本年金機構から、国の老齢給付請求書も送付されますので、65歳からの国の老齢給付の受給方法を選択していただき、**国と同じ受給方法を基金の申立書にご記入のうえ、65歳の誕生日の末日までに基金へご提出ください。**

国の年金の繰下げ受給を開始した時点で、基金に申出がないまま、繰下げ期間中に基金の年金を受給したときは、本来基金の年金も停止すべきところ、継続して受給することとなり「過剰払い」が発生し、判明した段階で、当該「過剰払い」分を基金に返納いただくこととなりますので、ご注意ください。

過剰払い防止のため、**申立書の提出がない場合は提出されるまでの間、年金を一時停止する場合がありますので、必ず期限までにご提出くださいますようお願いいたします。**

【 申立書の記入のしかた等について 】

国または基金の年金だけを繰下げることはできませんので、必ず国の老齢給付請求書の「繰下げ希望」欄と同じ選択をしてご提出ください。(老齢基礎年金のみ繰下げ希望の場合は、基金の年金は繰下げできませんので基金の年金は65歳より引き続き受給することとなりますので、ご注意ください。)

a. 老齢厚生年金・老齢基礎年金の両方とも繰下げせず、65歳より年金を受けたいとき
 → 申立書の「1. 請求しない」に○をつけて、氏名欄にご記入のうえ基金へ提出してください。(氏名ご記入後、捺印もお願いします)
 * この場合、国の老齢給付裁定請求書の「繰下げ希望」欄にも、何も記入しないでご提出ください。

b. 老齢基礎年金だけを繰下げたいとき
 → 申立書の「1. 請求しない」に○をつけて、氏名欄にご記入のうえ基金へ提出してください。(氏名ご記入後、捺印もお願いします)
 * この場合、国の老齢給付裁定請求書の「繰下げ希望」欄には、「老齢基礎年金のみ繰下げ希望」欄を○で囲みご提出ください。
 * 老齢基礎年金のみ繰下げ希望の場合は、基金の年金は繰下げできませんので、基金の年金は65歳より引き続き受給となります。

c. 老齢厚生年金だけを繰下げたいとき
 → 申立書の「2. 請求する」、繰下げ請求する年金の種類として「老齢厚生年金のみ繰下げ請求」に○をつけて、繰下げを終了する年齢欄(予定で結構です)、氏名欄にご記入のうえ、基金へ提出してください。(氏名ご記入後、捺印もお願いします)
 * この場合、国の老齢給付裁定請求書の「繰下げ希望」欄には、「老齢厚生年金のみ繰下げ希望」欄を○で囲みご提出ください。
 * 国の老齢厚生年金を受取りたい年齢になった時または繰下げ請求を辞退したときは、当基金までご連絡ください。

d. 老齢厚生年金・老齢基礎年金の両方を繰下げたいとき
 → 申立書の「2. 請求する」、繰下げ請求する年金の種類として「老齢厚生年金・老齢基礎年金ともに繰下げ請求」に○をつけて、繰下げを終了する年齢欄(予定で結構です)、氏名欄にご記入のうえ基金へ提出してください。(氏名ご記入後、捺印もお願いします)
 * この場合、国の老齢給付裁定請求書の提出はしないでください。
 * 国の老齢厚生年金を受取りたい年齢になった時または繰下げ請求を辞退したときは、当基金までご連絡ください。

3. 繰下げ受給する際のご注意

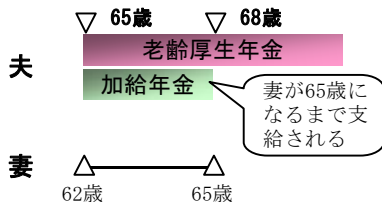
■ 加給年金（老齢厚生年金につく扶養手当的な年金）が受給できなくなります

加給年金は通常、厚生年金に原則20年以上加入した方（夫）に65歳未満の扶養配偶者（妻）がいる場合、妻が65歳になるまで夫に支給される年金です。しかし、繰下げ支給を希望することによって、受けられなくなることがあるので注意が必要です。

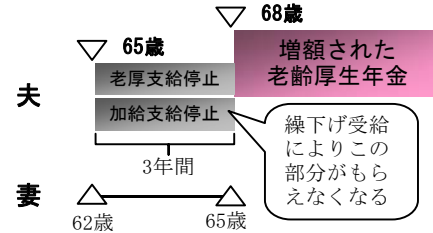
なお、加給年金額は昭和17年4月2日以降生まれの人で年額36万強ですが、**繰下げ期間中は支給されず、増額もされません。**

（例）夫65歳・妻62歳で、68歳まで繰下げした場合は下図のように3年間分の加給年金を受給することができません。

【繰下げしない場合】



【68歳まで繰下げした場合】



■ 在職老齢年金による支給停止部分は繰下げできません

65歳から70歳で在職中の方は、60歳台後半の在職年金のしくみが適用されますので、給与・賞与等により年金が全額停止または一部が停止になっている場合、この**停止部分は繰下げ請求しても増額対象にはならず、停止額を除いた年金についてのみ増額対象になります。**（詳しくは、別紙「4. 在職の場合の繰下げ受給についてのご注意」ご参照ください。）

■ 年金受給総額は約12年後に上回ります

年金受給総額で比較した場合、繰下げ年齢（66歳～70歳）にかかわらず、繰下げ受給を開始した年齢から約12年後に、繰下げをしないで65歳から受給した場合の年金受給総額を上回ります。

【繰下げ年齢別の年金額】

（例）年金額100万円の場合

繰下げ年齢	65歳(繰下げなし)	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
年間加算率	0.0%	8.4%	16.8%	25.2%	33.6%	42.0%
加算後の年金額(円)	1,000,000	1,084,000	1,168,000	1,252,000	1,336,000	1,420,000

【繰下げ年齢別の受取り総額一覧】

（例）年金額100万円の場合

繰下げ年齢	65歳(繰下げなし)	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
66歳時の総額(円)	1,000,000	0	0	0	0	0
67歳時の総額(円)	2,000,000	1,084,000	0	0	0	0
68歳時の総額(円)	3,000,000	2,168,000	1,168,000	0	0	0
69歳時の総額(円)	4,000,000	3,252,000	2,336,000	1,252,000	0	0
70歳時の総額(円)	5,000,000	4,336,000	3,504,000	2,504,000	1,336,000	0
71歳時の総額(円)	6,000,000	5,420,000	4,672,000	3,756,000	2,672,000	1,420,000
72歳時の総額(円)	7,000,000	6,504,000	5,840,000	5,008,000	4,008,000	2,840,000
73歳時の総額(円)	8,000,000	7,588,000	7,008,000	6,260,000	5,344,000	4,260,000
74歳時の総額(円)	9,000,000	8,672,000	8,176,000	7,512,000	6,680,000	5,680,000
75歳時の総額(円)	10,000,000	9,756,000	9,344,000	8,764,000	8,016,000	7,100,000
76歳時の総額(円)	11,000,000	10,840,000	10,512,000	10,016,000	9,352,000	8,520,000
77歳時の総額(円)	12,000,000	11,924,000	11,680,000	11,268,000	10,688,000	9,940,000
78歳時の総額(円)	13,000,000	13,008,000	12,848,000	12,520,000	12,024,000	11,360,000
79歳時の総額(円)	14,000,000	14,092,000	14,016,000	13,772,000	13,360,000	12,780,000
80歳時の総額(円)	15,000,000	15,176,000	15,184,000	15,024,000	14,696,000	14,200,000
81歳時の総額(円)	16,000,000	16,260,000	16,352,000	16,276,000	16,032,000	15,620,000
82歳時の総額(円)	17,000,000	17,344,000	17,520,000	17,528,000	17,368,000	17,040,000
83歳時の総額(円)	18,000,000	18,428,000	18,688,000	18,780,000	18,704,000	18,460,000

■ =繰下げしない場合より年金総額が上回る年齢

4. 在職の場合の繰下げ受給についてのご注意

■ 在職の場合の年金停止部分については加算対象にはなりません

在職されている方が、65歳から「**老齢厚生年金**」を繰下げ請求をし、希望する年齢になって加算された年金を受給することを選択された場合、65歳～70歳の間は**在職年金のしくみにより年金が停止となる部分については加算対象にはならないので注意が必要です。**

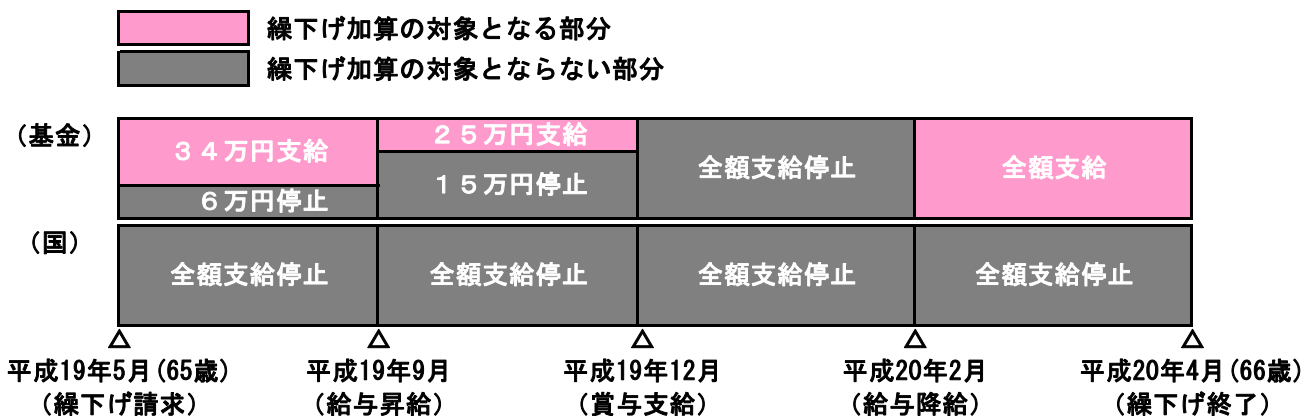
当基金の年金は国の一部を代行して支給していることから、基金についても同様の扱いになりますので、基金の年金についても在職年金のしくみが適用され全額支給停止または一部が停止となることがあり、その停止部分については国同様に加算対象にはなりません。

注) 当基金に加入している方はもちろん、当基金を脱退し厚生年金のみ加入されている方につきましても在職年金のしくみが適用されますのでご注意ください。(当基金を脱退し厚生年金のみ加入されている方で、「繰下げ請求しない」または「老齢基礎年金のみ繰下げ請求」を選択された場合は、65歳以降も加算せずに、今まで通りの年金を受給することとなりますので、在職年金のしくみは適用されません。)

【受給イメージ】 当基金に加入している方・当基金を脱退して厚生年金のみ加入している方で老齢厚生年金を繰下げ請求した場合の加算額

* 在職年金のしくみ・・・給与・賞与額等により年金の一部または全額が停止

例) 基金の年金額が40万円の下図の在職計算結果の方が66歳まで繰下げ請求した場合



■ 基金の加算額

① $340,000円 \times 0.028$ (0.7%×4ヶ月(19年5月分～19年8月分)÷100) = 9,520円

② $250,000円 \times 0.021$ (0.7%×3ヶ月(19年9月分～19年11月分)÷100) = 5,250円

③ $400,000円 \times 0.021$ (0.7%×3ヶ月(20年2月分～20年4月分)÷100) = 8,400円

加算額①+②+③ = 23,170円

66歳以降の年金額 = 400,000円 + 23,170円 = 423,170円

■ 上記の事例に基づき「繰下げ請求した」場合と「繰下げ請求しない」場合の基金の支給の流れを比較してみると・・・

***** 当基金に65歳以降も加入されている方の場合 *****

(繰下げ請求した場合)

65歳～66歳までの在職年金の支給分(上記ピンク色の部分)については、繰下げ請求のため全額支給停止となります。

66歳以降の年金については、引き続き在職されている場合は、加算後の年金額423,170円に対して在職計算を行い、支給分がある場合は、その都度、支給していくかたちになります。

66歳で退職された場合は、1年分の掛金に対する年金額の改定が行われ、改定後の年金額が全額支給されます。(改定後の年金額は、繰下げ請求しない場合に比べ23,170円多くなります。)

(繰下げ請求しない場合)

65歳～66歳までの在職年金の支給分(上記ピンク色の部分)を、その都度、支給していきます。

66歳までに受給できる在職年金額は・・・

$340,000円 \times 4/12$ (19年5月分～19年8月分) + $250,000円 \times 3/12$ (19年9月分～19年11月分) + $400,000円 \times 3/12$ (20年2月分～20年4月分) = 275,900円

66歳以降の年金については、引き続き在職されている場合は、65歳時点の年金額400,000円に対して、65歳時同様に在職計算を行い支給分がある場合は、その都度、支給していくかたちになります。66歳で退職された場合は、1年分の掛金に対する年金額の改定が行われ、改定後の年金額が全額支給されます。

***** 当基金を脱退して厚生年金のみ加入されている方の場合 *****

(繰下げ請求した場合)

65歳～66歳までの在職年金の支給分（上記ピンク色の部分）については、繰下げ請求のため全額支給停止となります。

66歳以降の年金については、引き続き在職されている場合は、加算後の年金額423,170円に対して在職計算を行い、支給分がある場合は、その都度、支給していくかたちになります。

66歳で退職された場合は、加算後の年金額423,170円が全額支給となります。

(繰下げ請求しない場合)

今まで通りの年金額400,000円が全額支給されます。

66歳までに受給できる年金額は・・・

$400,000円 \times 12/12$ (19年5月分～20年4月分) = 400,000円

66歳以降も引き続き40万円の年金額が支給されます。

■ 繰下げ受給権者がお亡くなりになった場合

当基金の年金は、受給権者がお亡くなりになった場合、お亡くなりになった月の分まで支給するしくみになっており、受給権者がお亡くなりになった時点でお支払していない年金があった場合は「未支給の給付金」としてご遺族の方へ支給することとなっておりますが、**繰下げ請求されている間は、未支給の給付金対象にはなりませんので注意が必要です。**

■ 上記の在職例の方が66歳2ヶ月（平成20年6月）でお亡くなりになった場合・・・

(* 在職していない方で繰下げ請求される場合も同様の扱いになりますので、ご参照ください。)

(繰下げ請求した場合)

65歳～66歳までの支給分（上記ピンク色の部分）については、繰下げ請求のため全額支給停止となりますので、未支給の給付金対象にはなりません。

繰下げ終了後の平成20年5月分と6月分が年金支給部分になり、加算後の年金額の2ヶ月分が未支給の給付金としてご遺族の方へ支給されます。

■ 上記の在職例の方が66歳前にお亡くなりになった場合・・・

(* 在職していない方で繰下げ請求される場合も同様の扱いになりますので、ご参照ください。)

(繰下げ請求した場合)

繰下げ終了する66歳前にお亡くなりになった場合は、繰下げ請求不該当とみなされ、繰下げ請求しなければ65歳から支給すべきはずの年金（上記ピンク色の部分）とお亡くなりになった月の分までの年金が、未支給の給付金としてご遺族の方へ支給されることとなります。（その際の年金額は、繰下げ不該当となっているため加算分はございません。）

■ 繰下げ受給のまとめ

繰下げ請求する際は、年金受給内容等に注意をしていただくよう、上記内容等をご参考にしてください。また、繰下げ請求する場合や、繰下げを終了した時または繰下げ請求を取消した場合は、当基金へ必ずご連絡いただきますようお願いいたします。

■ 繰下げ請求をする場合

「2. 支給繰下げに係る国・基金の手続きについて」をご参照ください。

■ 繰下げ請求を終了し年金受給を開始する場合

66歳以降の受給を開始する希望の年齢になりましたら、年金事務所へ繰下げ終了の手続きを行っていただき、その後、当基金へご連絡ください。

* 当基金の年金受給開始は、当基金へ繰下げ終了手続きを行っていただき、その後、基金にて日本年金機構へ情報確認を行ってから支給となりますので、繰下げ終了手続きを行ってから2ヶ月～3ヶ月後に支給開始となります。

■ 繰下げ請求を取消し65歳から通常通り（加算なし）の年金を受給する場合

年金事務所へ65歳からの「年金裁定請求」手続きを行っていただき、その後、当基金へご連絡ください。

* 当基金の年金受給開始は、当基金へ繰下げ取消し手続きを行っていただき、その後、基金にて日本年金機構へ情報確認を行ってから支給となりますので、繰下げ取消し手続きを行ってから2ヶ月～3ヶ月後に支給開始となります。